性同一性障害者の性別適合手術に関する質問主意書

提出者 井坂信彦

## 性同一性障害者の性別適合手術に関する質問主意書

例に関する法律第三条第一項第四号 性同 一性障害者が自己認識 の性別に沿った新戸籍の編製を求める際、 「生殖腺 (せん) がないこと又は生殖腺 性同 の機能を永続的に欠く状態にあ 一性障害者の性別の取扱 41 、 の 特

ること」、第五号「その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えているこ

と」に準じ、 性別適合手術が不可欠となる。しかし現在、 性別適合手術は健康保険の適用外であり、 性同

性障害者への内分泌療法、 外科的療法は自費診療で行われている。 自己認識の性別に沿った新戸籍 0 編製

は、 個人の尊厳を尊重する婚姻等の手続きに必須となるものであり、 性同一 性障害者の権利保護の 親点か

ら、次の事項につき質問する。

般社 団法人 gid jp日本性同一性障害と共に生きる人々の会の調査によると、 性同 性障害者の

性 別の取扱いの特例に関する法律が平成十六年七月に施行されてから平成二十六年末までに、 性別の 取扱

いの変更の審判を受けた者の件数を五千百六十六件としている。

性同 性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律が施行されてから、 昨年の平成二十七年まで性別の

取扱いの変更の申し立てを行い、 審判を受けた者の件数を、 政府として把握しているか。

で、 診断書としての適格を有するものとされ、 あったと認めるのが相当である。したがって、 われたにもかかわらず、治療効果に限界があるといった場合』に当たり、 成二十二年二月二十六日の裁決文において、 性同一 性別変更審判がなされていることに照らすならば、本件手術は、 性障害の方が、 社会保険審査会に対して傷病手当金支給の再審査請求を行った事案についての平 精神療法及びホルモン療法に係る治療経過等も是とされた上 理由の第五 本件手術は、それ自体としては、 「以上を総合勘案するならば、 『ほかの療法による治療が十分に行 『治療上やむを得ない』 健康保険の適用のある療 診断書が性 もので 别 変更

1 及びホルモン療法に係る治療経過等が適切なものであれば、 を行う為に性別適合手術 以上 の社会保険審査会の判断を鑑みて、 の施行がやむを得ず、 性同一性障害の療養及び性別の取扱いの変更の審判申し立て 診断書が性別変更診断書としての適格を有し、 健康保険の適用対象であるのか。 精神療法

養

「の給付の対象となるものというべきである。」旨の記載がなされている。

2 討は、 害に関する診断と治療のガイドライン 以上の社会保険審査会の判断に加え、 十分な知識と経験をもった医療チームで構成されることとなっており、 (第四版) では、 日本精神神経学会・性同一性障害に関する委員会の性同 性同一性障害者への治療、 診断に必要な情報が得ら 性別適合手術等の検 性障

合手術 れるまでの診察が定められている。 法的及び倫理的 は現在も健 |康保険の適用外となっているのか。 な専門家の配慮に基づいた判断によって行われる。 また、 性別適合手術の適応判定は、 それにも関わらず、 医療分野の有識者の慎重な診断 なぜ性別適

3 とされているのか明らかにされたい。 検討がなされている場合、 に必要となる最低限の内分泌療法や外科的療法を保険適用の対象とする検討、 政府として、性同一性障害の治療に対する認定医制度やガイドラインの制定によって、 今後性別適合手術の保険適用について具体的にどのような審議、 議論はなされているか。 新戸籍の編製 検討が必要

 $\equiv$ で、 生労働省保険局の担当者は 平成二十七年七月十八日の毎 認定医制度に関しては「きちんと診断、 「手術 日新聞夕刊において、 の有効性や合併症などの安全性についてまだ議論が必要」 治療できる医師を認める制度であれば保険適用につながる可 性別適合手術が保険適用外である理由について、 と説明した上 厚

上記報道による厚生労働省保険局の担当者の見解は、政府の見解として理解してよいか。

能性はある」と述べている。

右質問する。